

ハローワーク大和発

(平成30年1月内容)

仙台公共職業安定所大和出張所
 黒川郡大和町吉岡南2-3-15
 tel 022-345-2350
 FAX 022-345-0596

【平成30年3月1日発行】

【窓口の動き】

求人

新規求人数（一般、パート）は、927人で前年同月比3.0%増となった。

有効求人数は、2,259人で前年同月比9.1%減となった。

新規求人倍率は、3.23倍となり、前月より0.53ポイント、前年同月比でも0.58ポイント上回った。

有効求人倍率は、2.04倍となり、前月より0.03ポイント下回ったが、前年同月比では0.03ポイント上回った。

一般の新規求人数は、707人で前年同月比4.6%増となった。主要産業のうち、製造業、運輸業、宿泊業・飲食サービス業、サービス業は上回ったが、建設業、卸売業・小売業、医療・福祉業で減少している。

パートの新規求人数は、220人で前年同月比1.8%減となった。サービス業等で大幅に減少している。

求職

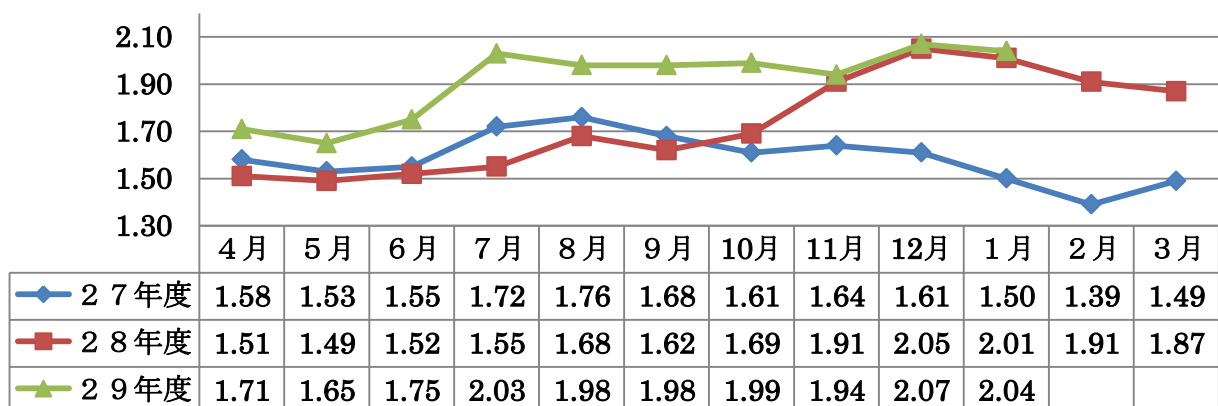
新規求職者数は、287人で前年同月比15.3%減となった。

有効求職者数は、1,106人で前年同月比10.3%減となり、23連続で減少した。

雇用保険一般求職者給付の受給資格決定件数は、58人で前年同月比24.7%減となった。

新規求職者（パートを除く）の態様別の状況を前年同月比で見ると、在職者は28.3%、離職者は20.1%（事業主都合：32.1%、自己都合：13.5%減）減少したが、無業者は増加した。

有効求人倍率の推移



【一般職業紹介の状況】

求 職

区 分	計		対前月比	対前年比	
	一 般	パート			
新規求職者数	287	197	90	32.3	▲15.3
有効求職者数	1,106	729	377	1.7	▲10.3

求 人

区 分	計		対前月比	対前年比	
	一 般	パート			
新規求人数	927	707	220	58.5	3.0
有効求人数	2,259	1,562	697	▲2.8	▲9.1

求 人 倍 率

区 分	計		対前月比	対前年比	
	一 般	パート			
新規求人倍率	3.23	3.59	2.44	0.53	0.58
有効求人倍率	2.04	2.14	1.85	▲0.03	0.03

紹 介 ・ 就 職

区 分	計		対前月比	対前年比	
	一 般	パート			
紹介件数	268	199	69	20.2	▲17.3
就職件数	63	45	18	▲4.5	▲33.0

(▲は減少)

求人倍率：求職者に対する求人の比率

(新規求人倍率＝新規求人数／新規求職者数　有効求人倍率＝有効求人数／有効求職者数)

【雇用保険の状況】

雇用保険適用

区 分	男	女	計		うち事務組合委託	
			対前月比	対前年比		
適用事業所数			1,040	0.4	4.2	329
資格取得者数	133	69	202	▲7.3	▲23.5	14
資格喪失者数	134	145	279	31.0	1.5	28
被保険者数	14,550	7,877	22,427	▲0.1	2.6	2,244

雇用保険給付

区 分	受給資格	決定件数	受給者	実人員	支給額 (千円)	
		対前年比		対前年比	対前年比	
一般求職者給付	58	▲24.7	241	▲10.1	27,191	▲19.6
高齢求職者給付	12	▲7.7	12	9.1	2,546	12.1
短期特例一時金			13	225.0	2,302	217.5
再就職手当			31	158.3	9,824	198.9
就業手当			3	—	120	—

賃金情報(中途採用時・職業別)

職業別	一 般					パート				
	求人賃金		求職賃金			求人賃金		求職賃金		
	上限	下限	性計	男	女	上限	下限	性計	男	女
職業計	282,673	186,762	192,331	206,818	173,132	960	913	889	936	877
管理的職業			200,000	200,000						
専門的・技術的職業	260,204	192,123	208,064	238,333	188,947	1,541	1,431	1,053	800	1,079
事務的職業	259,851	167,597	176,410	220,000	165,161	868	833	860	866	859
販売の職業	361,591	182,497	194,375	207,272	166,000	1,133	1,100	866		866
サービスの職業	284,516	208,327	183,076	200,000	172,500	882	835	858	825	863
保安の職業			175,000	175,000						
農林漁業の職業	221,000	160,500								
生産工程の職業	236,103	184,214	189,523	195,294	165,000	1,020	960	850		850
輸送・機械運転の職業	258,204	202,967	228,571	228,571		1,000	1,000	1,381	1,381	
建設・採掘の職業	288,290	180,422	211,000	211,000						
運搬・清掃の職業	186,558	152,808	173,636	183,846	158,888	864	856	816	850	803
分類不能の職業	282,673	186,762	193,333	192,941	194,285	960	913	809	824	800

* この情報は、当月中に受理した求人及び求職に係る賃金で、一般の場合は基本給及び定額的に支払われる手当の合計額、パートの場合は時間額です。

* 求職賃金は、一般は希望月額で、パートは希望時間額です。賃金額は、求人・求職いずれも税込み額です。

* 金額は、いずれも平均額で、「-」は対象データがないことを表示しています。

職業別 求人・求職の状況

職業別	一 般			パート		
	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
職業計	1,386	728	1.90	612	376	1.63
管理的職業	1	7	0.14	0	0	0.00
専門・技術的職業	171	85	2.01	55	37	1.49
事務的職業	205	187	1.10	27	97	0.28
販売の職業	280	51	5.49	121	16	7.56
サービスの職業	293	65	4.51	298	59	5.05
保安の職業	20	6	3.33	1	2	0.50
生産工程の職業	167	78	2.14	26	13	2.00
輸送・機械運転の職業	96	47	2.04	6	7	0.86
建設・採掘の職業	98	29	3.38	0	0	-
運搬・清掃等の職業	46	93	0.49	78	99	0.79
その他の職業	9	80	0.11	0	46	-

* 求人数、求職者数、求人倍率は全て月間有効数を対象にしています。

* 一般、パートとも常用(臨時等は除く)です。

平成30年4月1日から

障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

障害者の雇用により、以下のことが期待されます ※裏面の事例もご参照ください。

共生社会の実現

・ 障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる「共生社会」の実現につながります。

労働力の確保

・ 障害者の「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

生産性の向上

・ 障害者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。

法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者（※）に関する算定方法を、以下のように見直します。

精神障害者である短時間労働者であって、
雇入れから3年以内の方 又は
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
かつ、
平成35年3月31日までに、雇い入れられ、かつ、
精神障害者保健福祉手帳を取得した方

雇用率算定方法

〔対象者 1人につき〕 **0.5 → 1**

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク